



報道発表資料

令和4年6月16日
独立行政法人国民生活センター
消費者庁

国民生活センターと消費者庁をかたる偽ハガキにご注意ください

全国の消費者宛てに、国民生活センターと消費者庁をかたるハガキが届いており、国民生活センターでも実際に送られたハガキを入手しました（図）。

国民生活センター、消費者庁とも、このようなハガキは一切発出しておりません。

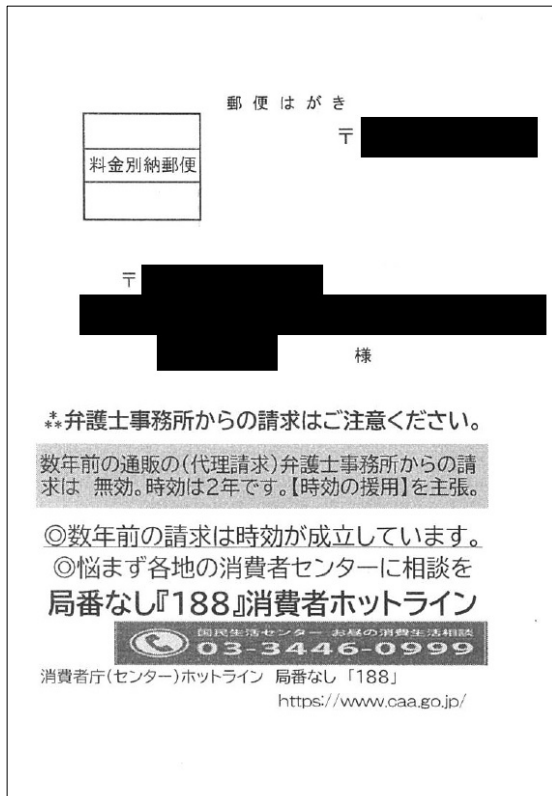
【もしこのようなハガキが届いたら！】～消費者へのアドバイス～

- ・このハガキに記載されている内容は、国民生活センター・消費者庁が記載したものではありません。ハガキには「数年前の通販の(代理請求)弁護士事務所からの請求は無効。時効は2年です。」と記載されていますが、この記述も正しくありません。偽ハガキが届いても無視してください。
- ・その後、関係する電話やメール等があったとしても対応しないでください。
- ・お金を要求される等、不審な点や不明な点があればすぐに最寄りの消費生活センター等に相談してください。

*消費者ホットライン:「188(いやや!)」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

(図) 実際に届いたハガキ



宛名面



通信面

※ハガキ中に記載のある188(局番なし)及び03-3446-0999は消費者庁や国民生活センターが運営する番号です。